

ご 連 絡

平成24年6月16日

大洋リアルエステート株式会社

代表取締役 堀内 正雄 殿

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号

市政会館地階 三原法律事務所

電話 03-5251-4141 FAX03-5251-4151

破産者 御堂筋共同ビル開発特定目的会社

破産管財人弁護士 三 原 崇 功



貴社からお問い合わせのあった本件破産事件の現状についてお知らせいたします。

平成24年6月7日午後3時30分より東京地方裁判所にて第5回債権者集会在行われ、当職は添付の資料を配布した上で大阪地方裁判所での調停が不調に終わり、御堂筋フロントタワーの処分について貴社の協力を得られる見込みもないため同日をもって異時廃止すべきであると意見を述べました。そして御堂筋フロントタワー及び貴社が差押えで取得したことになっている差入保証金について、資産性は認めがたいものの後日のため権利関係を明確化しておくべく破産財団からの放棄手続をとって破産手続を終了させるつもりでした。ところが、同集會に出席していた鹿島建設株式会社より、破産者が唯一の資産を奪われて破産のきっかけにもなった貴社による平成22年2月の9億4409万1584円の預金差押えについて否認権を行使して貴社から同金額を取り戻すべきではないかとの意見が出され、議論となりました。当職は以前貴社より事情聴取した内容をふまえ否認権を行使しても最終的に勝訴できる保証はないこと、仮に否認権を行使して取り戻せたとしてもそのほぼすべてが財団債権である賃料ないし賃料相当損害金として貴社への弁済に充てられるため実質的な意味はないように思うと意見を述べました。しかし、貴社の賃料などと比べれば少ない金額ではあるものの電気代など御堂筋フロントタワーの管理費

を破産管財人に代わって立替払いしているため同じく財団債権者となっている鹿島建設株式会社は財団債権者の債権額に応じた平等な弁済の実現を強く希望し、議論は平行線をたどりました。そこで集会を一時中断して手続の進行について裁判所と急きょ協議した結果、9億円以上という大きな金額でもあることから否認権行使の可能性を再検討する必要性を無視できないとの理由で同日中の手続廃止は見送られ、続行が決定されました。なお、第6回債権者集会は平成24年7月13日午後3時30分より行われる予定です。

以上のような経過で破産手続が続行されたため当職は改めて貴社が差押えで回収した9億4409万1584円について否認権を行使して取り戻すことを検討していますが、未だ結論は出ていません。

以上

財産目録及び収支計算書⑤

平成24年6月7日

平成23年(ワ)第5459号

破産者 御堂筋共同ビル開発特定目的会社

破産管財人 三原 崇 功

資産部分 開始決定日 (平成23年4月27日) 現在
収支計算部分 開始決定日 ~平成24年6月7日

資産及び収入の部

番号	科目	簿価	収入	備考
1	現金 (平成23年4月28日引継)	2,000,000	1,999,475	送金手数料控除
2	預金 (三井住友銀行東京営業部)	0	0	解約済み
3	預金利息		263	
	資産及び収入合計	2,000,000	1,999,738	

支出の部

番号	科目	金額	備考
1	事務費	185,210	通信費, 交通費, 謄本申請料ほか
2	管財人報酬	1,814,528	
	支出合計	1,999,738	

公租公課 大阪市梅田市税事務所 89,809,000円 (平成23年度, 24年度固定資産税: 財団債権)

大阪府なにわ北府税事務所 97,901,200円 (不動産取得税: 財団債権)

財団放棄① 未登記建物 (御堂筋フロントタワー) については敷地利用権がないため具体的な資産価値を見いだせないばかりか、地権者の協力を得て売却することも困難な状態にあるため財団から放棄したい。

財団放棄② 地権者が差押えで確保した差入保証金 (9億4409万1584円) については、返還の前提となる明渡しが無了のため資産と認めることができない。仮に一定の資産性を認めるとしても財団債権である資料ないし債権相当損害金との全額相殺が確実であるためその価対象たりえないが、念のため放棄したい。